

令和3年

## 第1回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年1月25日 午後1時30分から  
場所 大磯町役場 保健センター2階 研修室

### 1 出席委員

1番	西 方 敬	9番	竹 内 浩
2番	柳 田 三千夫	10番	近 藤 剛 司
3番	二 宮 賢 一	11番	鈴 木 洋 有
5番	野 崎 健 一	12番	石 井 雅 浩
6番	今 井 正	13番	安 池 雅 美
7番	福 島 啓	15番	青 木 貞 治
8番	吉 川 京 男	16番	戸 塚 昭 雄

### 2 欠席委員

なし

### 3 遅刻委員

なし

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

### 5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人  
書 記 柏木 しのぶ

### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名  
第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地利用集積計画書の決定について  
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分  
計画案について  
報告第1号 農地法第3条の3の規定に係る届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第4号 農地転用適用除外(2a未満の農業用施設)の届出書について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和3年第1回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお、現在、神奈川県下は新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発出されていますので、質疑は一問一答方式でお願いします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、8番吉川京男委員と9番竹内浩委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番につきましては、譲受人の所有農地内にある譲渡人の農業用倉庫と譲受人の自宅脇の農地を所有権移転するものです。譲受人は大磯町の最低下限面積である40アールを上回る農地を所有しており、すべての農地が耕作されていることを確認していますので農地法第3条許可のすべての要件を満たしております。

当該農地を所有権移転することで、譲渡人も譲受人も効率的な営農が図られると考えられます。

なお、1月14日に戸塚会長、虫窪地区担当の二宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第1号1番につきましては現地調査をお願いした虫窪地区担当の二宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（二宮） 3番二宮です。議案第1号1番の農地について、1月14日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は譲受人の所有農地内にある農業用倉庫と譲受人の自宅に隣接した斜面地なので、譲渡人は農地を譲渡することで、また、譲受人は農地を取り込むことで双方が効率的な営農が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、双方の営農の効率化が図られるとのことです。

それでは、議案第1号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第1号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第1号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第2号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

なお、議案第2号2番と議案第3号1番の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は同一案件ですので合わせて審議を行います。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書3ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の2ページと3ページをご覧ください。

大磯町長より令和3年1月12日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

また、議案第3号1番「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

まず、議案第2号1番について説明します。

事務局 《議案第2号1番を朗読・説明》

書記 農地所有者は相続で農地を取得した町外の非農家の方で、借り手は、当該農地の直ぐ近くでビニールハウスを営農している地元の専業農家です。農地中間管理事業により公益社

団法人神奈川県農業公社が借り上げた当該農地を地元の農家に長期間貸借することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、1月14日に戸塚会長、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第2号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。議案第2号1番の農地について、1月14日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

農地中間管理事業により当該農地を地元の専業農家が長期間借りることで遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第2号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号1番は原案とおりに決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 続きまして議案第2号2番と議案第3号1番について審議いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第2号2番及び議案第3号1番を朗読・説明》

書記 議案第2号2番及び議案第3号1番につきましては、神奈川県が中高年フォームファーマーとして使用していた農園の廃止に伴い、中高年フォームファーマーで農業を学んでいた地元の新規就農者に農地中間管理制度により当該農地を賃貸借するものです。

農地中間管理事業により公益社団法人神奈川県農業公社が農地を借り上げ、新規就農者に貸すことで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

なお、1月14日に戸塚会長、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第2号2番及び議案第3号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第2号2番及び議案第3号1番の農地について、1月14日に戸塚会長と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は農業振興地域内の農用地の露地畑で、農地中間管理事業により地元の新規就農者に賃借することで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことですが。

では、議案第2号2番及び議案第3号1番について、これより質疑に入ります。

《質疑なし・意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号2番及び議案第3号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第2号2番及び議案第3号1番は原案とおりに決定いたしました。合わせて農用地利用配分計画に出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3の規定による受理通知書」については、議案書6ページから8ページの7件でございます。

事務局 《報告第1号1番から7番を朗読》

書記 報告第1号1番から7番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から7番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましても、議案書9ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の4ページと5ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましても、議案書10ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の6ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 続きまして、報告第4号「農地転用適用除外(2a 未満の農業用施設)の届出書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地転用適用除外(2a 未満の農業用施設)の届出書」につきましては、議案書11ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番を朗読》

書記 報告第4号1番につきましては、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条に基づき、面積が2アール未満で必要最小限の規模の農業用施設に限り、農地転用の適用除外が認められています。

届出の内容は直売施設及び駐車場所についてですが、直売施設は販売する日に敷地内にテーブルとパラソルを設置する簡易的なものです。また、駐車場所は農地に接している公道の幅が狭いため、通行に支障がないよう耕作者の軽トラック等を駐車する場所として使用します。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和3年第1回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時2分)